

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市の経済対策・生活支援等 のお知らせ

(令和2年5月20日発行)

本冊子は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の経済対策と生活支援等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせください。今後、新たな支援制度等が決まり次第、順次お知らせいたします。
※最新の情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。

もくじ

1 個人・世帯向け情報

給付等	●特別定額給付金による支援	P 2
	●子育て世帯へ臨時特別給付金による支援	P 2
	●児童扶養手当受給者へ臨時特別給付金による支援	P 2
	●住居確保給付金による支援	P 3
	●国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援	P 3
	●感染症予防用マスクの配布	P 3
貸付	●個人向け緊急小口資金等による支援	P 3~4
猶予	●水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置	P 4
	●納税の猶予の特例	P 4
	●市営住宅家賃の徴収猶予	P 4
情報	●発熱外来診察室の開設	P 5
	●配偶者等からの暴力（DV）の被害者の相談支援「DV相談+」	P 5

2 事業者向け情報

協力金・補助金	●新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金による支援	P 5
	●宅配サービス・持帰りサービスに取り組む市内飲食業者等の支援	P 6
	●畜産農家に対し経営を支援	P 6
補給	●中小企業振興資金の利子補給の拡充	P 6
猶予	●肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付	P 6
情報	●中小企業や農林業者などの相談窓口の設置	P 7
	●地元商店応援運動	P 7
	●市内事業者の臨時的な雇用を促進	P 7

1 個人・世帯向け情報

給付等

特別定額給付金による支援

感染拡大防止の観点から、簡素な仕組みで迅速かつ確実に給付金を給付し、家計を支援します。

- ◆ 受給権者 基準日（令和2年4月27日）において登米市の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
- ◆ 給付対象者 基準日において登米市の住民基本台帳に記録されている方
- ◆ 給付額 給付対象者1人につき100,000円
- ◆ 実施方法 受給権者に対し、市より申請書を郵送し、受給権者は申請書に必要事項を記載し、必要書類（本人確認書類、振込口座が分かる書類）を添付して、郵送で申請いただくか、マイナンバーカードを活用したオンライン申請にて申請いただき、原則として、申請者本人口座へ振り込みます。
- ◆ 申請受付 令和2年5月14日から申請書郵送
 - 郵送申請による受付 : 令和2年5月15日から受付
 - オンライン申請による受付 : 令和2年5月11日から受付
- ◆ 給付開始日 令和2年5月22日（初回振込日）から給付開始、翌週から毎週水曜日を予定
- 問い合わせ コールセンター（給付金事務室） 0120-005-621【フリーダイヤル】
受付時間：9:00～16:00 平日（土日祝日休業）
担当課：福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552（平日 8:30～17:15）

子育て世帯へ臨時特別給付金による支援

児童手当を受給する世帯に対して給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援します。

- ◆ 支給対象者 令和2年4月分の児童手当を受給する世帯
（児童の年齢到達または死亡により令和2年3月分の支給を受けた方を含む）
※所得制限超過により特例給付となっている世帯を除きます。
- ◆ 支給額 対象児童一人につき10,000円
- ◆ 申請等 不要（令和2年5月19日に対象者へお知らせを郵送）
※公務員は申請が必要です。
- ◆ 支給時期 令和2年6月10日支給（児童手当支給口座へ振込み）
※公務員は申請書提出後に随時支給します。
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562（平日 8:30～17:15）

児童扶養手当受給者へ臨時特別給付金による支援

市独自の支援策として、児童扶養手当受給者に対して給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯等の生活を支援します。

- ◆ 支給対象者 令和2年4月分または5月分の児童扶養手当を受給する者
- ◆ 支給額 対象児童が 1人の場合 … 20,000円 2人の場合 … 30,000円
3人の場合 … 40,000円 4人の場合 … 50,000円
5人の場合 … 60,000円
- ◆ 申請等 不要（令和2年5月19日に対象者へお知らせを郵送）
- ◆ 支給時期 令和2年6月12日支給（児童扶養手当支給口座へ振込み）
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562（平日 8:30～17:15）

住居確保給付金による支援

離職・廃業から2年以内の方であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、または喪失する恐れがある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援などを実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

令和2年4月20日から対象者が拡充され、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人も住居確保給付金の支給対象となりました。なお、支給については、世帯の収入や預貯金等の要件があります。

- ◆ 支給額 賃貸住宅の一月当たりの家賃額
(世帯の収入や世帯員数、預貯金額等により支給額が異なる場合があります。)
- ◆ 支給期間 原則3月(最長9月まで延長)
- 問い合わせ 登米市自立相談支援センターそ・えーる登米 0220-23-8610
(平日・土曜日 8:30~17:15) ※火・木は19:00まで
担当課：福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552 (平日 8:30~17:15)

国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

- ◆ 対象者 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった方
(令和2年1月1日から適用)
- ◆ 支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数
- ◆ 支給額 傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数
(給与等の一部の支払を受けた場合は、傷病手当金との差額を支給)
- ◆ 支給申請 傷病手当金の支給対象となる方は、傷病手当金支給申請書の提出が必要となります。申請書の様式は各総合支所に備え付けていますが、市ホームページからもダウンロードできます。
《5月下旬から受付開始予定》
- 問い合わせ 市民生活部国保年金課 0220-58-2166 (平日 8:30~17:15)

感染症予防用マスクの配布

市内在住の妊婦の方および里帰り出産のために市内に居住している妊婦に対し、感染症予防のためマスクを配布しています。

当分の間、妊娠届受理時に母子健康手帳交付と併せて、マスク30枚をお渡しします。

※里帰り出産のために市内に居住されている方については、申請書(市ホームページに掲載、窓口に備え付け)と母子健康手帳をご持参ください。

- 問い合わせ 市民生活部健康推進課 0220-58-2116 (平日 8:30~17:15)

貸付

個人向け緊急小口資金等による支援

登米市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金(生活支援費)に関し、市ホームページ及び広報紙等により制度周知を行うとともに、登米市自立相談支援センターそ・えーる登米と連携し、相談支援をしています。

【緊急小口資金】

- ◆ 貸付対象者 休業等により緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
- ◆ 貸付上限額 100,000円以内→200,000円以内(拡充)
- ◆ 据置期間 2月以内→1年以内(拡充)
- ◆ 償還期限 12月以内→2年以内(拡充)
- ◆ 貸付利子・保証人 無利子・不要

～ 次ページに続きます ～

【総合支援資金（生活支援費）】

- ◆ 貸付対象者 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆ 貸付上限 単身150,000円以内/月、2人以上200,000円以内/月
- ◆ 据置期間 6月以内→1年以内（拡充）
- ◆ 償還期限 10年以内
- ◆ 貸付利子・保証人 無利子・不要
- 問い合わせ 登米市社会福祉協議会 0220-21-6310（平日 8:30～17:15）

猶 予

水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置

「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予の相談に応じています。

- 問い合わせ 登米市水道お客様センター 0120-023-151【フリーダイヤル】
（平日 8:00～18:00）※水曜日は20:00まで
（土曜日 8:00～12:00）

納税の猶予の特例

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が、り患された場合など、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められる場合がありますので、税務課徴収対策係にご相談ください。

- ◆ 対象ケース
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
 - (2) 納税者ご本人または生計を同じにするご家族がり患した場合。
 - (3) 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合や、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2169（平日 8:30～17:15）

※国税（所得税・消費税・法人税等）については、

下記の税務署まで事前にお電話でご相談ください。

- 問い合わせ 佐沼税務署 0220-22-2501（平日 8:30～17:00）

市営住宅家賃の徴収猶予

市営住宅に入居している方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難な場合には、徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

- ◆ 対象者 市営住宅入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入（非課税所得含む）が月額72,800円以下に減少した世帯
- ◆ 申請等 必要な添付書類
 - ・収入が減少したことを確認できる書類
（勤務先が発行する給与明細で収入減少以前の明細と直近の明細等）
 - ・非課税所得（障害年金、遺族年金等）がある場合は確認できる書類※世帯の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。
- 問い合わせ 建設部住宅都市整備課 0220-34-2316（平日 8:30～17:15）

発熱外来診察室の開設

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、発熱や風邪などの症状による不安の解消と地域医療体制を維持するため、市医師会の協力のもと、登米市民病院敷地内に発熱外来診察室を設置し、発熱者の診察を行っています。

- ◆ 受診について 市内在住の小学生以上の方で、37.5度以上の発熱や呼吸器症状のある方、または、市内の医療機関から紹介された方を診察します。
- ◆ 受診の流れ 予約受付にあらかじめ電話予約するか、かかりつけ医のある方は、電話で症状を伝え発熱外来診察室を紹介していただいでから受診してください。

予約受付電話番号 070-6569-4596
(受付時間 平日の9:00~12:00、13:00~14:00)

- ◆ 開始時期 5月11日より診察開始
- ◆ 診察時間 13:30~16:30 (平日)
- 問い合わせ 登米市発熱外来診察室事務局 070-6569-5161 (平日 8:30~17:15)

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援「DV相談+」

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ(DV相談ナビ:0570-0-55210)が設置されています。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等により懸念されるDV被害者等の増加・深刻化に対応するため、新たに「DV相談+(プラス)」を実施しています。

- ◆ 相談体制の拡充
 - ① 24時間対応電話(4月29日から) 電話番号:0120-279-889
 - ② SNS・メール相談 ※ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセス
※SNS相談は12:00から22:00まで、メール相談は24時間受付
 - ③ 外国人相談者向け相談 対応言語は、英語、中国語、韓国語など
※12:00から22:00まで受付
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562 (平日 8:30~17:15)

2 事業者向け情報

協力金・補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金による支援

県の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から同年5月6日までのすべての期間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた中小企業者、小規模事業者及び個人事業者に対し、協力金を支給します。

- ◆ 対象施設 休業要請対象の施設・協力依頼対象の施設は宮城県ホームページをご参照ください。
- ◆ 支給額 1事業者当たり 300,000円
- ◆ 申請手続き 申請は5月19日から6月30日まで原則郵送により受付
(申請書は市ホームページに掲載するほか、各総合支所及び商工会窓口に設置しています。)
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)

宅配サービス・持帰りサービスに取り組む市内飲食業者等の支援

飲食業及び宿泊業者のうち、令和2年3月1日以降に新たに宅配サービスもしくは持帰りサービスに取り組むか、既に取り組んでいるが感染症拡大防止のため使い捨て容器を購入する個人事業主等の経済活動を支援します。

- ◆ 対象者 売上げが前年同月比で20%以上減少している飲食業及び宿泊業者
- ◆ 補助額 対象経費（消耗品費、広告費、リース料）の2分の1以内とし、1事業者当たり100,000円を上限として補助
- ◆ 申請手続き 申請手続きは6月上旬を予定
- ◆ 申請期限 令和2年8月31日
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

畜産農家に対し経営を支援

和牛の消費減等に伴う枝肉価格及び子牛価格の下落により経営が逼迫している畜産農家を支援します。

- ◆ 対象者 対象期間中、枝肉市場及び子牛市場に出荷した畜産農家
- ◆ 補助額 市場出荷した肉用牛及び子牛に対し、次の定額補助金
 - ・ 枝肉市場出荷1頭あたり…………… 10,000円
 - ・ 子牛市場出荷1頭あたり…………… 5,000円
 - ・ 乳用牛産子市場出荷1頭あたり…… 5,000円※頭数には、補助金毎に上限を設定
※補助金対象は、令和2年4月から9月までの期間に出荷したもの
- ◆ 申請手続き 申請手続きは6月上旬を予定
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

補 給

中小企業振興資金の利子補給の拡充

登米市中小企業振興資金の融資を活用していて、下記の対象となる市内中小企業者に利子補給を行い、資金繰りを支援します。

- ◆ 対象者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が前年同月と比較して15%以上減少した事業者
- ◆ 利子補給率 0.85%（貸付利率1.7%の2分の1）
※現行の利子補給額に加算します。新規借入者は、現行制度と組み合わせることで、1年間実質無利子化となります。
※事業者が宮城県信用保証協会に対し支払う保証料についても市が全額支払います。
- ◆ 利子補給の期間 1年間
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

猶 予

肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付

登米市高齢者等肉用牛貸付事業及び後継者等肉用牛貸付事業において、満期となった貸付牛の償還に関し、子牛価格及び枝肉相場の下落で影響のあった畜産農家への支援を行っています。

- ◆ 償還猶予 猶予期間 令和2年1月～12月（1年間）
- ◆ 分割納付 相談に応じ、適宜対応
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

中小企業や農林業者などの相談窓口の設置

売上高の減少など経済的な影響を受けている中小企業や農林業者など市内事業者を対象とした相談窓口を産業経済部内に開設しています。

■ 問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター 0220-34-2836 (平日 8:30~17:15)

地元商店応援運動

売上減少の市内飲食店・物産直売施設が行っている「テイクアウト」や「出前」内容等を市ホームページと市Facebook「Tome ご飯」で情報発信しています。

【市ホームページ 掲載店舗情報】



◆ 申請手続き 掲載希望の飲食店は市ホームページに掲載している申請様式に必要な事項を記入のうえ、登米市産業経済部地域ビジネス支援課のメールアドレスまで電子メールにて申請ください。

■ 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)
メールアドレス chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp

市内事業者の臨時的な雇用を促進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、仕事が減少している事業所などの従業員の雇用確保のため、人材を必要としている市内事業者の情報を提供し、臨時的な雇用を促進します。

◆ 申請手続き (雇用の流れ)

- ①人材を必要としている市内事業者から、市に申請・登録していただきます。
- ②登録された情報を市公式ホームページへ掲載します。
- ③退職者等は、登録情報を閲覧し、求人事業者に直接連絡をして、条件等を確認後、雇用契約していただきます。

※申請及び閲覧は、5月20日から開始となります。

■ 問い合わせ 産業経済部産業総務課 0220-34-2716 (平日 8:30~17:15)

給付金の詐欺(サギ)に注意



絶対に教えない！渡さない！
暗証番号 / 口座番号 / 通帳 /
キャッシュカード / マイナンバー



「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン 0120-213-188
- ・佐沼警察署 0220-22-2121
- ・登米警察署 0220-52-2121
- ・登米市消費生活相談窓口 0220-58-2117

登米市「発熱外来診察室」の開設について

予約受付

- ・対象者：下記に該当する方で、小学生以上の市内の方
 - ①37.5度以上の発熱や呼吸器症状のある方
 - ②市内の医療機関から紹介された方
- ・受付時間：月曜日～金曜日（祝日・土日の受付はいたしません）
午前 9:00～12:00 午後 1:00～2:00
予約の際、事前に病状の聞き取りを行います。

※予約受付電話番号：070-6569-4596



診察

- ・日時：月曜日～金曜日（祝日・土日の診察はいたしません）
午後 1:30～4:30（詳しい時間は、予約受付の際にお伝えします）
- ・場所：登米市民病院敷地内
- ・持ち物：①健康保険証 ②お薬手帳 ③登米市民病院診察券（お持ちの方）
- ・注意事項：
 - ・来院時はマスクを着用し、できるだけ自家用車でお越しください。
 - ・自家用車でお越しの方は、そのままお待ちいただき、自家用車以外でお越しの方は「発熱外来診察室」の待合室でお待ちいただきます。

新型コロナウイルス感染症の健康相談窓口のお知らせ

◆宮城県と仙台市の健康電話相談窓口（コールセンター）

電話番号：022-211-2882

022-211-3883

受付時間：24時間対応

◆厚生労働省の電話相談窓口（コールセンター）

電話番号：0120-565-653

受付時間：午前9時から午後9時まで

【編集・発行】

登米市生活経済支援推進本部事務局

☎0220-23-7353